

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：  栲原町（全職員）

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.2 %
全職員	78.8 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	121.8 %
本庁課長補佐相当職	77.9 %
本庁係長相当職	101.7 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	99.4 %
26～30年	88.0 %
21～25年	—
16～20年	87.1 %
11～15年	99.9 %
6～10年	94.3 %
1～5年	105.4 %

#### 【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」に該当者がいないため割合の記載なし
- ・勤続年数別の表において、勤続年数が36年以上の者がいないため割合の記載なし
- ・勤続年数別の表において、勤続年数が21～25年の職員に男性職員がいないため割合の記載なし

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：  梶原町（病院以外）

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	104.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	50.3 %
全職員	73.5 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	92.2 %
本庁課長補佐相当職	99.5 %
本庁係長相当職	99.5 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	99.4 %
26～30年	97.7 %
21～25年	—
16～20年	88.9 %
11～15年	101.2 %
6～10年	94.0 %
1～5年	113.0 %

#### 【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」に該当者がいないため割合の記載なし
- ・勤続年数別の表において、勤続年数が36年以上の者がいないため割合の記載なし
- ・勤続年数別の表において、勤続年数が21～25年の職員に男性職員がいないため割合の記載なし

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：  梶原町（梶原病院）

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	100.7 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	241.2 %
本庁課長補佐相当職	51.0 %
本庁係長相当職	—

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	86.2 %
21～25年	—
16～20年	109.9 %
11～15年	100.7 %
6～10年	99.1 %
1～5年	72.6 %

#### 【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」に該当者がいないため割合の記載なし
- ・勤続年数別の表において、勤続年数が31年以上の者がいないため割合の記載なし
- ・勤続年数別の表において、勤続年数が21～25年の職員に男性職員がいないため割合の記載なし
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、男性職員がいないため割合の記載なし
- ・役職段階の表において、事務職の職員と医療職の職員がいるため、その男女比で割合が大きくなっていると考えられる

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。